

一 廃 枝、葉、草(伐採物・抜根)

具体例

街路樹や庭木の枝打ちにより発生した木・枝・幹・根



間伐材・流木



雑草



落ち葉



剪定枝のリサイクル

木・枝など剪定枝は道央地区未利用バイオマス供給協議会(事務局:石狩市森林組合)等で、バイオマス発電等の燃料として売却可能です。また、堆肥化施設(定山溪環生舎)に持ち込むことで、堆肥にリサイクルできます。

注意

注1) 土はしっかり落としましょう。

注2) 材木類や果物は「枝・葉・草(伐採物・抜根)」ではありません。

持ち込み先(自分(自社)で運搬)

- 枝・葉・草を持ち込む場合 **札幌市清掃工場・札幌市破砕工場** **12ページへ**
- 剪定枝を持ち込む場合 **道央地区未利用バイオマス供給協議会(事務局:石狩市森林組合)** 電話/0133-78-2545 ※事前申し込みが必要です。持ち込み先は石狩市になります。詳細はホームページでご確認ください。石狩市森林組合ホームページ <https://ishishin.or.jp/> 「販売・買取」→「一般材(間伐由来ではないもの)の買取について」を選択
㈹ばなけいリサイクルセンター定山溪環生舎 電話/595-2111 住所/南区定山溪896番地3

問い合わせ先(運搬を委託する場合)

● 市内施設への運搬の場合
札幌市事業系一般廃棄物(伐採物・抜根等限定)収集運搬業許可業者に、お電話でお問い合わせください。
札幌市ホームページ
「事業系一般廃棄物 収集先早見表」のページ
<https://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/syusyusaki.html>



● 道央地区未利用バイオマス供給協議会への運搬の場合
剪定枝を売却する際でも、許可業者への運搬委託が必要な場合があります。

札幌市ホームページ掲載のパンフレットをご確認ください。
<https://www.city.sapporo.jp/seiso/documents/chip-chhirashi.pdf>



一 廃 し尿

建設現場やイベント会場等に臨時的に設置した仮設トイレのし尿の汲み取りについて

問い合わせ先

● 札幌市クリーンセンター
電話/684-9393

ここで質問!

Q 事務所で使っていた書庫は大型ごみ処理手数料シールを張って出して良い?

できません

家庭以外から出たごみは、全て**事業ごみ**です。許可業者に収集・運搬を依頼してください。



ここで質問!

Q 一般廃棄物の収集運搬や処分を依頼するときは、マニフェストが必要なの?

必要ありません

産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、**産業廃棄物の処理を委託**するときに、使用が義務付けられています。

マニフェストについて **21~22ページへ**



ここで質問!

Q 廃棄物を処理するのに料金がかかるので、燃やして処分してもいい?

いけません。**不法投棄や不法焼却は、法律で禁止されています。**

廃棄物の屋外焼却、いわゆる野焼きは法律で禁止されています。
ドラム缶・ブロック囲い・穴を掘っての焼却など焼却設備を使用しない屋外焼却や基準に適合しない設備での焼却はしてはいけません。
また、自分の土地であっても、廃棄物を埋めて処理することは、法律で禁止されています。



…… 不法投棄 ……



…… 不法焼却 ……



罰則

5年以下の拘禁刑または1000万円以下(法人には3億円以下)の罰金のいずれか、または両方が科せられます。